

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(県産材流通課)

一頁

## 規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岐阜県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、借受資格を有しない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

三 前二号に掲げるもののほか、その者を貸付けの相手方とすることによって、暴力団を利用することとなるものとして別に定める者

第八条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第二条第二項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

第十七条第一項中「転貸貸付決定者が」の下に「第七条又は第十条の規定による通知書の交付を受けた後、」を加え、「までに、林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る」を「までの間において、次の各号のい

「連帯保証人の氏名、住所、印」及び「会社その他の氏名を記載する」の欄に、

「連帯保証人 住所 氏名 印」

連帯保証人 住所 氏名 印

(注) 会社その他の氏名を記載する

の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者のこと。

「各号の一」の「各号のいずれか」の「会社整理開始」の「手形交換所」の「手形交換所若しくは電子債権記録機関」の「(10) 乙が岐阜県林業・木材

「(11) 乙が岐阜県林業・木材

「(12) 乙が岐阜県林業・木材

「(13) 乙が岐阜県林業・木材

産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく

「(11) 乙が岐阜県林業・木材

著しい支障があると認められたとき。

「(12) 乙が第3条第4項第

「(13) その他甲が債権保全

材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく

なつたとき。

1号の規定による報告を怠るなど、乙の責めに帰すべき事

所在を把握できなくなつたとき。

上著しい支障があると認められたとき。

する」の「連帯なく書面により甲に報告する」の「氏名等」及び「氏名(会社その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)」の「(3) その他甲が指示する場合」の「(3) その他甲が指示する場合」

5 乙が前項第1号の規定による報告を怠つたこと

しくは送付された書類等が延着し、又は到達しな

により、甲からなされた通知者

「注 特約条項については、林業・木材産業改善資金借付証書(別

「(注) 1 会社その他の団体にあつては、主たる事務所の所

「(注) 2 特約条項については、林業・木材産業改善資金借

裏面の特約条項を参考にして作成し、添付すること。

在地、名称及び代表者の氏

用証書(別記第5号様式)

「(9) 乙が林業・木材

「手形交換所」の「手形交換所若しくは電子債権記録機関」の「若しくは民事再生

「(9) 乙が林業・木材

履行を怠つたとき。

「(10) その他甲が債権

産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の

「(10) 丙が岐阜県林

保全上著しい支障があると認められたとき。

「(11) その他甲が債

材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の

き。  
業・木材産業改善資金貸付規則第2条第2項各号のいずれかに該当し、前  
らかになつたとき。 1 「5 乙は、前  
にこれと同

権保全上著しい支障があると認められたとき。 1  
項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やか  
にこれ  
額の金員を甲に支払う。 1 規則第26

、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やか  
と同額の金員を甲に支払う。ただし、岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規  
則第2項ただし書の場合は、この限りでない。 1

秘 照

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、この規  
則の施行の日以後に貸付けの決定をする貸付金について適用し、同日前に貸付けの決  
定をした貸付金については、なお従前の例による。

平成二十七年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社